

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等

を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年神奈川県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号及び第2号中「第110条」を「第110条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。